

タイ

観光ビザ

取得日数 翌日（但し、北朝鮮籍は本国照会がかかるため約2ヶ月）
大阪領事館管轄は北陸地方を除く愛知県及び三重県より以西

必要書類

- 1、パスポート（申請時6ヶ月以上）
- 2、申請書1枚
- 3、写真3.5cm x 4.5cm カラー1枚 ※3カ月以内撮影
- 4、航空券オリジナル又は予約確認書（エージェント発行可）
- 5、英文預金残高証明書（ご本人名義で残高が7～50万円以上）
- 6、外国籍の方は在留カードもしくは外国人登録カードの両面コピー
- 7、代理申請のための委任状（タイ大阪総領事館指定フォーム）
- 8、下記の表を参照

※無職の場合は領事判断となりますので査証が発給されない場合があります。

※外国籍の英文保証書の保証人は日本人か日本の永住権取得者。保証人が外国籍の場合は保証人の外国人登録カードの両面コピーがいる。（サイン入り）

※特定の外国籍（中国、北朝鮮籍など）はチケット通りの滞在しかビザはおりない。

※陸路入国される方は追加で英文日程表が必要。（活字印刷されたもの、手書き不可。申請者氏名、作成日、詳細スケジュール（入出国日、時刻、出発地、到着地、車両名）。入国目的を明記する。申請者の旅券と同一の直筆サインが必要。）

	日本国籍（30日間無査証滞在可能国）	外国籍（無査証滞在不可能国）
会社員	*英文在職証明書（レターヘッド使用。責任者のサイン、社判、角印要、役職、所属部署、入社年月日、月収を明記） *上記在職証明書がレターヘッド用紙を使用していない場合は、在職している会社の登記簿謄本オリジナル or 営業許可書コピー or 納税証明書または源泉徴収票のコピー	英文在職証明書（左記と同じ）（短期滞在） 英文休暇証明書（30～60日滞在） *上記在職・休暇証明書がレターヘッド用紙を使用していない場合は、在職している会社の登記簿謄本オリジナル or 営業許可書コピー or 納税証明書または源泉徴収票のコピー
自営業	会社の登記簿謄本オリジナル or 営業許可書の写し or 英文休暇証明書（上記のどちらかが提出できない場合） 英文保証書及び（領事館指定のフォームあり） 保証人のパスポートコピー	左に同じ
学生	英文在学証明書 英文保証書及び（領事館指定のフォームあり） 保証人のパスポートコピー	左に同じ
無職/主婦	親族からの英文保証書及び（領事館指定のフォームあり） 保証人のパスポートコピー 保証人が親族の場合は戸籍謄本	左に同じ

※バングラデッシュ・インド・パキスタン・ネパール・スリランカ・イラン・中東国籍・北朝鮮・アフガニスタン・イラク・中国国籍は代理申請不可

料金

実費4,500円+弊社取扱手数料